

第1章 生活衛生

生活衛生課

1 環境衛生

(1) 環境衛生行政の概要

ア 環境衛生監視業務

理容所・美容所・クリーニング所・興行場・旅館業・公衆浴場・プールなどの営業施設や、墓地・納骨堂などに対して、それぞれの申請等に関する許認可を行っている。

また、これらの施設の構造設備や維持管理状況の实地調査、監視指導、講習会、事前相談等を実施し、施設の環境衛生の向上を図っている。

さらに、営業者が互いに連携し、衛生水準の向上等営業者自らの手による自主管理自主点検などの活動を実施している台東環境衛生協会の役員や自治指導員と連携・協力して、地域の環境衛生の向上を目指している。

イ 生活環境衛生業務

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」(通称「建築物衛生法」という。)に基づき、事務所、店舗、興行場、博物館等の用途で延床面積 3,000 m²以上の建築物(「特定建築物」という。)の維持管理に関して、正しい知識の普及や衛生上必要な指導を実施している。

また、集合住宅等における環境衛生の向上のために、「台東区建築物環境衛生指導要綱」に基づき、換気設備、給排水設備等の指導を行っている。同時に、「快適室内環境づくり事業」として、ダニの調査などによる住まいの室内環境診断を展開している。

さらに、「水道法」、「台東区小規模給水施設の衛生管理指導要綱」に基づき、簡易専用水道(受水槽の有効容量が10 m³を超えるもの)及び小規模給水施設(受水槽の有効容量が10 m³以下のもの)の衛生指導を行っている。

このほか、ねずみ、蚊、ハエ、ゴキブリ等衛生害虫に対する防除指導を行い、区民の生活環境の向上を図っている。また、平成27年度より蚊媒介感染症(デング熱等)対策及び令和5年度より繁華街のねずみ防除対策を強化している。

(2) 環境衛生関連施設数と許可・廃止、監視指導件数

(単位：件)

分 類			施設数	許可・廃止状況		監視指導数
				許 可	廃 止	
総 数			12,135	205	180	1,187
理 容 所			186	6	8	54
美 容 所			563	60	30	129
クリーニング所	一 般		69	1	7	3
	リネンサプライ		1	0	0	0
	取 次 所		202	5	4	5
	無店舗取次店		2	0	0	0
コインオペレーションクリーニング営業施設			262	24	9	41
公 衆 浴 場	普 通		21	2	4	26
	そ の 他 の 1 号		155	0	3	209
	その他の の 2 号	サ ウ ナ	22	3	0	0
		ヘルスセンター	3	0	1	
		スポーツ施設	6	0	0	
		そ の 他	22	4	0	
コインシャワー			2	0	0	0
旅 館	旅館・ホテル営業		593	67	28	276
	簡易宿所営業		207	8	10	141
	下 宿 営 業		3	0	0	0
興 行 場	常 設	映 画 館	14	3	0	40
		演 劇 場	13	0	0	
		スポーツ施設	0	0	0	
		多目的使用施設	6	0	0	
		そ の 他	4	1	3	
	仮 設		0	0	0	0
プ ー ル	許 可		7	0	0	12
	届 出		34	0	0	30
温泉利用施設			5	1	1	8
墓 地 等	墓 地	公 営 墓 地	1	0	0	0
		法 人 墓 地	275	0	0	1
		納 骨 堂	45	0	0	0
特定建築物（3,000～10,000㎡）			211	8	1	49
小 計			2,934	193	109	1,024
そ の 他 の 施 設						0
小 計						0
水 道 施 設 等	専 用 水 道		0	0	0	0
	簡易専用水道		569	5	10	73
	小規模給水施設		8,632	7	61	90
小 計			9,201	12	71	163

(3) 環境衛生監視業務

ア 所内業務

(単位：件)

区 分	申請届出	変 更 等	所内相談	電話相談	所内指導	電話指導
総 数	185	549	650	1238	8	6
理 容 所	6	17	8	15	0	0
美 容 所	60	132<6>	116	148	0	2
クリーニング所(一般)	1	8<1>	7	8	0	0
リネンサプライ	0	0	0	0	0	0
クリーニング所(取次所)	4	26<1>	10	14	0	0
無 店 舗 取 次 店	0	0	0	0	0	0
コインオペレーション クリーニング営業施設	23	46	13	10	0	0
普 通 公 衆 浴 場	2	6	5	21	0	0
その他の浴場1号	0	81	38	45	1	0
その他の浴場2号	6	8<1>	11	25	0	0
コインシャワー	0	0	0	0	0	0
旅館・ホテル営業	72	163<3>	385	852	7	4
簡 易 宿 所 営 業	7	30<4>	45	73	0	0
下 宿 営 業	0	0	0	0	0	0
映 画 館	3	0	3	0	0	0
演 劇 場	0	1	2	2	0	0
ス ポ ー ツ 施 設 多目的使用施設 その他の興行場	1	7	2	6	0	0
仮 設 興 行 場	0	0	0	0	0	0
許可プール(営業)	0	9<1>	3	6	0	0
届出プール(学校)	0	11	0	3	0	0
温 泉 利 用 施 設	0	3	0	0	0	0
墓 地	0	1	8	10	0	0
納 骨 堂	0	0	0	0	0	0
火 葬 場	0	0	0	0	0	0
そ の 他	-	-	0	0	-	-

< >内は、承継件数の再掲

イ 理化学・細菌学的検査等

(ア) 理容所、美容所

暖房期及び冷房期における作業所内の空気検査（一酸化炭素、二酸化炭素）を実施し、換気方法について改善指導し、事故防止に努めている。

(イ) おしぼりを貸出するクリーニング所（リネンサプライ）

製品の衛生確保のために抜き取り検査を実施し、基準を超えた貸おしぼり施設については、洗濯、すすぎ、消毒等処理工程の改善指導を実施している。

(ウ) 普通公衆浴場（銭湯）、サウナ等

営業時間中の浴槽水を検査し、衛生的で快適に入浴できるよう塩素消毒及びろ過器等の維持管理について監視指導を実施している。

(エ) 旅館業

受水槽の残留塩素測定や循環式浴槽の水質検査等、衛生管理状況の監視指導を実施している。

(オ) 興行場

場内の空気検査を実施し、換気方法等について改善指導を実施している。

(カ) プール

屋外プールは夏季に、屋内プールは使用期間に合わせて水質検査を実施し、衛生が保持されるよう管理の指導と徹底を図っている。

区 分	施設数	延実施施設数 (検体数)	基準を超えた 施設数 (検体数)	検査項目
総 数	1,705	292 (532)	33 (44)	
理容所	186	1 (1)	0 (0)	二酸化炭素濃度、一酸化炭素濃度
美容所	563	0 (0)	0 (0)	二酸化炭素濃度、一酸化炭素濃度
貸おしぼり施設	1	2 (8)	0 (0)	変色・異臭、一般細菌数、大腸菌群、黄色ブドウ球菌
普通公衆浴場	21	24 (72)	10 (17)	濁度、大腸菌群、過マンガン酸カリウム消費量、レジオネラ属菌、残留塩素濃度
サウナ等	53	49 (149)	5 (6)	
旅館業	803	138 (147)	13 (13)	残留塩素濃度、レジオネラ属菌
興行場	37	36 (50)	1 (1)	二酸化炭素濃度、浮遊粉じん、落下細菌
プール	41	42 (105)	4 (7)	残留塩素濃度、過マンガン酸カリウム消費量、pH、濁度、大腸菌、一般細菌 温水利用施設：レジオネラ属菌

ウ その他の浴場（個室付浴場）

照明・換気等構造設備、衛生管理及び風紀などの指導

施 設 数	延監視件数	違反施設数	処分件数	警告書交付件数
155	209	23	0	2

エ 苦情処理等

種 別	件 数	内 容
総 数	74	
理 容 所	2	施設の衛生管理、無免許従業者
美 容 所	7	無届営業、無免許従業者、変更・廃止未届
興 行 場	1	施設の衛生管理
旅 館 業	51	施設の衛生管理、施設管理、衛生害虫、騒音、宿泊拒否
公衆浴場	12	施設の衛生管理、入浴拒否、衛生害虫
プー ル	1	施設の衛生管理

オ 人骨確認

道路工事、建築工事またはその他の掘削等による人骨の発見体数

人骨確認件数	確認体数
0	0

カ 講習会

内 容	対象施設	回 数	参加人数
衛生管理講習会	理容所、公衆浴場、 旅館業	11	332
計		11	332

(4) 生活環境衛生業務

ア 特定建築物

(ア) 受付業務

建築延面積	新規	変更	廃止	建築確認申請時の 事前審査	相談件数	指導件数
3,000～10,000 ㎡	8	64	1	2	140	56
10,000 ㎡超	0	32	0	0		

(イ) 立入検査（建築延面積 3,000～10,000 ㎡）

備え付け帳簿書類の確認、施設の点検、空気環境等の測定及び指導

区 分	施設数	立入検査	区 分	施設数	立入検査
興行場	1	0	遊技場	0	-
百貨店	0	-	店 舗	13	4
集会場	2	0	事務所	129	30
図書館	3	0	学 校	2	1
博物館	3	0	旅 館	54	14
美術館	4	0	総 数	211	49

(ウ) 講習会

文京区、北区及び荒川区と合同で建築物衛生管理講習会を開催している。

開催場所	参加施設数
サンパール荒川大ホール (荒川区荒川 1-1-1)	45 施設

イ 快適室内の環境づくり

(ア) 建築確認申請時に事前協議を受けるとともに、室内空気環境、ダニ、カビ、結露の調査などによる住まいの室内環境診断を実施。

区 分	件 数
事前協議	68
室内環境診断	44
住まいの室内環境相談	217

(イ) 生活環境の相談・苦情

区 分	件 数	内 容
飲 料 水	55	水質異常、水質検査、給水設備維持管理等

ウ ねずみ、衛生害虫防除

環境汚染や人体への影響を考慮し、殺そ剤、殺虫剤の使用は必要最小限にし、環境対策を重点においた調査・指導を実施。

蚊媒介感染症（デング熱等）対策及び繁華街のねずみ防除対策を強化。

（ア）蚊、ハエ、その他衛生害虫の公園等の調査

区 分	件 数
公園対策	264
霊園対策	12
蚊生息調査	200
そ の 他	5
計	481

（イ）ねずみ、衛生害虫防除

区 分	使用薬剤等	数 量	備 考
蚊・ハエ防除	スミチオン乳剤等	2.7 リットル	保健所薬剤散布量
ねずみ防除	殺 そ 剤	15 袋	
	粘着シート	173 枚	

（ウ）ねずみ、衛生害虫相談

区 分	相談件数
蚊・しらみ等	38
ハ チ	50
ダ ニ	3
ハエ・ゴキブリ	9
毒 ガ	0
不快昆虫	12
シロアリ	4
ね ず み	239
そ の 他	3
総 数	358

(エ) 蚊の発生源（幼虫）対策

蚊の発生状況調査及び薬剤（昆虫成長制御剤）投入の実施

区道雨水ます 18,000 ヶ所

区立公園周辺雨水ます 3,000 ヶ所

(オ) 蚊の生息状況調査

蚊の種類と数及びデングウイルスの調査

人おとり法※1 区立公園 20 ヶ所

CO₂トラップ※2 区立公園等 5 ヶ所

※1 人おとり法とは、人がおとりになり、近寄ってくる蚊を虫取網で
1 ヶ所あたり 8 分間蚊を捕集する方法。

※2 CO₂トラップとは、蚊が二酸化炭素に寄ってくる習性を利用し、
ドライアイスを入れた捕集装置（トラップ）で、1 ヶ所当たり約 24
時間の捕集をする方法。

(カ) 区民への情報提供

広報たいとう、ホームページ、CATV等

2 獣医衛生

(1) 獣医衛生行政の概要

獣医衛生業務として、狂犬病予防、動物由来感染症対策、動物愛護と動物による危害防止を包括した動物愛護管理、化製場等及び動物質原料運搬業の衛生指導を行っている。

動物は、生活に潤いと安らぎをもたらす人間にとってかけがえのないパートナーとして区民の暮らしに不可欠な存在となっており、これらの動物の病気の発生を防ぐだけでなく、適正に飼養され、人と共生できるよう、犬のしつけ方教室や地域猫講演会等を通じて動物愛護管理の普及啓発を進めている。

ア 狂犬病予防

狂犬病の発生を未然に防ぐため、狂犬病予防法に基づき、犬の登録（鑑札交付）及び狂犬病予防注射業務を実施している。毎年3月に注射の通知を飼い主へ直接郵送するとともに区報等で周知を図り、実施にあたっては、区内14ヶ所に会場を設け集合注射を行っている。さらに未接種犬については、督促通知を郵送して、注射接種率の向上に努めている。なお、動物の愛護及び管理に関する法律の改正により、令和4年6月から販売される犬・猫へのマイクロチップの装着および情報の登録が義務化された。犬の所有者がマイクロチップ情報を環境大臣指定の指定登録機関に登録すると、狂犬病予防法の特例によりマイクロチップが鑑札とみなされるため、犬の情報が保健所に通知されるようになった。このため、保健所での犬の登録手続きが不要となり、鑑札の交付・装着も不要となった。

イ 動物愛護管理

家庭動物等の愛護を推進し、動物を通じて心豊かな社会を築くとともに、動物による周辺への迷惑を防止するため、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、動物の適正飼養を啓発している。近年、保健所に寄せられる苦情・相談は、飼い犬のマナー問題と飼い主のいない猫に関するものが中心となっている。動物が人と同じ地域社会で暮らすためには、人が動物を愛護するとともに、マナーを守って管理することが重要である。また「命のバトンプロジェクト」として、保護犬の譲渡推進や地域猫活動支援に加え、令和4年度から飼い犬・飼い猫の保護譲渡活動支援などを行い、犬猫の殺処分数の削減に向けた具体的な取り組みを進めている。

ウ 化製場等の許可

東京都台東区化製場等に関する法律施行条例に基づき、都条例で規定する一定数以上の動物を飼養または収容する施設の許可及び監視指導を行っている。

また、動物質原料の運搬等に関する条例に基づき、食用に供しない魚介類・鳥獣の肉、皮、内臓等の動物質原料を化製場等へ運搬する動物質原料運搬業に対し、許可及び監視指導を行うとともに、運搬容器（運搬車を含む）について、材質・構造等を点検し、取扱い保管状況等の立ち入り検査を行っている。

(2) 狂犬病予防

狂犬病予防法に基づき、鑑札及び狂犬病予防注射済票を交付している。

ア 集合注射

実施場所	鑑札交付数	注射済票交付数
根岸の里	0	108
柳北公園	2	46
富士公園	雨天中止	
初音の森	0	69
石浜公園	6	156
台東保健所	雨天中止	
総数	8	379

イ 犬の登録数及び狂犬病予防注射済票交付数

区分	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
登録頭数	6,798	6,913	7,092	7,223	7,165
新規登録数	553	723	745	710	713
注射済票交付数	4,971	5,062	5,086	5,126	5,154
こう傷事故件数	4	6	6	6	11
注射接種率	75.9%	75.8%	73.6%	72.5%	73.4%

※ 注射接種率：注射済犬／（登録犬－注射延期犬）（％）

※ 注射済票交付数は再交付を含む

※ 新規登録数及び注射済票交付数は保護犬の免除件数を除く

(3) 動物愛護管理

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、動物の適正飼養を普及啓発している。

ア 苦情・相談件数

区分	汚物	悪臭	放し飼い	餌付け	鳴き声	その他	総数
犬	3	1	3	0	11	3	21
猫	1	0	0	2	0	0	3
その他	0	0	0	0	0	1	1

イ 動物愛護行事

地域の動物愛護及び適正飼養推進のために活動する東京都動物愛護推進員と協力し、各種イベントで動物愛護管理の普及啓発に努めている。

9月の動物愛護週間に合わせ、9月23日に東京国際フォーラムD棟にて、環境省、東京都及び動物愛護団体との共同主催で、動物愛護週間中央行事「どうぶつ愛護フェスティバル」の屋内行事を開催した（現地とオンラインによるライブ配信を併せたハイブリッド開催）。また屋外行事については11月23日に上野恩賜公園にて日本獣医師会「動物感謝デー」と同時開催し、合わせて約7000人が参加した。

ウ 地域猫活動の支援（命のバトンプロジェクト～見守る命）

飼い主のいない猫（いわゆる野良猫）による地域環境への被害と、猫を巡る住民同士のトラブルを防止するため、野良猫の不妊去勢手術費用を助成している。また、地域猫ボランティアを支援し、適正な地域猫活動について普及啓発を行うための講習会を開催している（令和2年度から助成金の上限額を引き上げた）。

（ア）不妊去勢手術費助成件数

不妊手術	去勢手術	麻酔のみ	総 数
8	22	2	32

※ 不妊手術は妊娠中（今年度は0件）を含む

（イ）講習会・普及啓発事業

区 分	開催回数	参加者数
地域猫申請時講習会	11回	9名（新規手帳交付数）
地域猫講演会	1回	46名（うち新規手帳交付数12）

エ 犬の適正飼養講習会

犬の適正飼養を推進し、飼い主のマナーの向上を図るため、犬のしつけ方教室等を開催している。

区 分	開催回数	参加頭数	参加者数
犬のしつけ方教室	2回	30頭	52名
犬の終生飼養講習会	2回	—	21名

オ 保護犬の譲渡推進（命のバトンプロジェクト～つなぐ命）

（平成 27 年～29 年度 環境省「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト」モデル事業）

東京都動物愛護相談センター及び東京都の譲渡対象団体から保護犬を譲り受けた区民に対し、登録手数料の免除などの支援を行うことにより保護犬の譲渡を推進している。

《支援内容》

- 犬の登録手数料（3,000 円）を免除
- 狂犬病予防注射済票交付手数料（550 円）を初回免除
- 「台東区犬のしつけ方教室」への参加費（2,000 円）を初年度免除
- 区獣医師会の協力による、集合注射事業における狂犬病予防注射接種料（3,200 円）の初回無料

区 分	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
免除件数	11 件	10 件	6 件	4 件	8 件

カ 飼い犬・飼い猫の保護譲渡活動支援（命のバトンプロジェクト～支える命）

区民が健康上の理由などで飼養継続困難となった犬・猫を保護し、新しい飼い主へ譲渡を行う団体に対し、保護譲渡に要した経費を助成している。

区 分	4 年度	5 年度
保護譲渡件数	2 件	2 件

キ 適正飼養啓発プレート・忌避剤配布

区 分	数 量	備 考
犬用プレート	212 枚	糞尿対策、放し飼い対策等
猫用プレート	23 枚	地域猫対策、遺棄虐待対策等
忌避剤	59 個	木酢液、消臭剤等

（４）化製場等の許可

東京都台東区化製場等に関する法律施行条例及び動物質原料の運搬等に関する条例に基づき、許可及び監視指導を行っている。

化製場等施設数

区 分	施設数	監視数
畜 舎	9	0
動物質原料運搬業	2	2
総 数	11	2

3 食品衛生

(1) 食品衛生行政の概要

「台東区食品衛生監視指導計画」に基づき、食中毒の発生防止や違反食品の排除を目的として、食中毒発生リスクの高い業種を中心に食品関連施設への監視指導や食品などの検査を実施している。また、アレルギーを含む食品表示に関する監視指導を実施し、区内に流通する食品の表示の確認と適正化を図っている。

多くの観光客が訪れ、年間を通じてイベントが開催される台東区の特性に合わせて、観光地の飲食店、お祭りなどで食品を扱う事業者などに対する監視指導も重点的に行っている。

令和3年6月から改正食品衛生法が施行され、業種の統廃合や営業届が新設された。食品等事業者に対しては、法改正により制度化されたHACCPに沿った衛生管理の技術的支援を行っている。

また、事業者、消費者を対象とした衛生講習会を開催し、食品衛生などに関する知識の普及啓発、意識の浸透を図るとともに、区・事業者・区民間での意見交換会を実施し、食品安全に関するさらなる情報の共有化を図っている。

(2) 営業施設数及び立入施設数並びに許可件数

食品衛生法、食品表示法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律及び東京都ふぐの取扱い規制条例に基づき、区内の食品取扱い施設について許可や届出等の事務を行うとともに、施設や食品等の取扱い状況などの監視指導を実施している。

令和3年6月1日、食品衛生法が改正され、東京都食品製造業等取締条例が廃止された。食品衛生法改正により、営業許可業種の大幅な統廃合・新設が行われたため、食品衛生法に規定する営業については改正前・改正後で表を分けて計上している。

ア 改正前食品衛生法第52条に規定する営業

	施設数	立入 施設数	許可件数			廃業件数
			総数	新規	更新	
総数	4,770	2,288	0	0	0	1,423
飲食店営業	3,854	1,668	0	0	0	1,193
旅館・ホテル	132	16	0	0	0	33
バー・キャバレー	291	14	0	0	0	50
一般飲食店	2,777	397	0	0	0	837
民生食堂	1	0	0	0	0	2
すし屋	89	83	0	0	0	23
そば屋	111	19	0	0	0	29
仕出し屋	19	44	0	0	0	8
弁当屋	91	116	0	0	0	36
そう菜店	103	71	0	0	0	32
コンビニエンスストア等	4	0	0	0	0	1
移動	1	0	0	0	0	0
臨時	118	700	0	0	0	91
許可ある集団給食	74	186	0	0	0	15
自動車	41	20	0	0	0	21
自動販売機	1	0	0	0	0	0
天ぷら船	0	0	0	0	0	1
屋形船	1	2	0	0	0	14

	施設数	立入 施設数	許可件数			廃業件数
			総数	新規	更新	
喫茶店営業	92	12	0	0	0	24
店舗	85	12	0	0	0	20
自動販売機	6	0	0	0	0	1
自動車	1	0	0	0	0	3
菓子製造業	428	399	0	0	0	138
パン製造業	48	12	0	0	0	12
生菓子製造業	132	73	0	0	0	31
その他の菓子製造業	200	67	0	0	0	70
移動	0	0	0	0	0	0
臨時	44	247	0	0	0	24
自動車	4	0	0	0	0	1
あん類製造業	0	0	0	0	0	0
アイスクリーム類製造業	72	2	0	0	0	16
乳処理業	0	0	0	0	0	0
特別牛乳搾取処理業	0	0	0	0	0	0
乳製品製造業	0	0	0	0	0	1
集乳業	0	0	0	0	0	0
乳類販売業	0	0	0	0	0	0
専業	0	0	0	0	0	0
ショーケース売り	0	0	0	0	0	0
自動販売機	0	0	0	0	0	0
自動車	0	0	0	0	0	0
食肉処理業	16	3	0	0	0	2
食肉販売業	109	74	0	0	0	14
一般	109	74	0	0	0	14
包装	0	0	0	0	0	0
自動販売機	0	0	0	0	0	0
自動車	0	0	0	0	0	0
食肉製品製造業	6	14	0	0	0	1
魚介類販売業	65	91	0	0	0	13
一般	63	91	0	0	0	13
包装	0	0	0	0	0	0
自動車	2	0	0	0	0	0
魚介類せり売業	0	0	0	0	0	0
魚肉ねり製品製造業	0	0	0	0	0	0
食品の冷凍又は冷蔵業	1	0	0	0	0	0
食品の放射線照射業	0	0	0	0	0	0
清涼飲料水製造業	0	0	0	0	0	0
乳酸菌飲料製造業	0	0	0	0	0	0
氷雪製造業	0	0	0	0	0	0
氷雪販売業	0	0	0	0	0	0
食用油脂製造業	1	0	0	0	0	0
マーガリン又はショートニング製造業	0	0	0	0	0	0

	施設数	立入 施設数	許可件数			廃業件数
			総数	新規	更新	
みそ製造業	2	0	0	0	0	0
しょう油製造業	0	0	0	0	0	0
ソース類製造業	1	0	0	0	0	0
酒類製造業	5	0	0	0	0	2
豆腐製造業	1	4	0	0	0	0
納豆製造業	0	0	0	0	0	0
めん類製造業	13	4	0	0	0	6
そうざい製造業	99	15	0	0	0	12
かん詰又はびん詰食品製造業	1	2	0	0	0	0
添加物製造業	4	0	0	0	0	1

イ 改正後食品衛生法第55条に規定する営業

	施設数	立入 施設数	許可件数			廃業件数
			総数	新規	更新	
総数	4,732	5,651	1,850	1,786	64	258
飲食店営業	4,161	4,959	1,646	1,582	64	223
一般飲食店	3,643	3,213	1,322	1,321	1	186
集団給食	43	114	18	18	0	5
自動車	91	57	28	28	0	2
簡易	7	0	0	0	0	0
移動	5	8	4	4	0	1
臨時	353	1,523	261	198	63	28
天ぷら船	0	0	0	0	0	0
屋形船	19	44	13	13	0	1
調理機能を有する自動販売機	17	17	9	9	0	1
食肉販売業	59	58	12	12	0	2
魚介類販売業	37	79	18	18	0	10
魚介類競り売り営業	0	0	0	0	0	0
集乳業	0	0	0	0	0	0
乳処理業	0	0	0	0	0	0
特別牛乳搾取処理業	0	0	0	0	0	0
食肉処理業	9	9	4	4	0	0
一般	9	9	4	4	0	0
自動車	0	0	0	0	0	0
食品の放射線照射業	0	0	0	0	0	0
菓子製造業	246	281	86	86	0	15
アイスクリーム類製造業	7	16	5	5	0	3
乳製品製造業	0	0	0	0	0	0
清涼飲料水製造業	2	5	1	1	0	0
食肉製品製造業	4	10	3	3	0	0
水産製品製造業	3	8	3	3	0	2
氷雪製造業	0	0	0	0	0	0

	施 設 数	立 入 施 設 数	許 可 件 数			廃業件数
			総 数	新 規	更 新	
液 卵 製 造 業	1	0	0	0	0	0
食 用 油 脂 製 造 業	0	0	0	0	0	0
みそ又はしょうゆ製造業	0	0	0	0	0	0
酒 類 製 造 業	5	6	3	3	0	0
豆 腐 製 造 業	8	32	0	0	0	0
納 豆 製 造 業	0	0	0	0	0	0
麺 類 製 造 業	19	50	6	6	0	0
そ う ざ い 製 造 業	123	98	42	42	0	2
複 合 型 そ う ざ い 製 造 業	0	0	0	0	0	0
冷 凍 食 品 製 造 業	2	0	0	0	0	0
複 合 型 冷 凍 食 品 製 造 業	0	0	0	0	0	0
漬 物 製 造 業	10	4	2	2	0	0
密 封 包 装 食 品 製 造 業	7	9	5	5	0	0
食 品 の 小 分 け 業	9	6	3	3	0	0
添 加 物 製 造 業	3	4	2	2	0	0

ウ 改正後食品衛生法57条に規定する営業等（令和3年6月1日法改正に伴い新設）

	施設数	立入 施設数	新規届数	廃業件数
総 数	2,544	874	394	149
旧 許 可 業 種 で あ っ た 営 業	588	63	38	51
魚 介 類 販 売 業（ 包 装 ）	53	22	1	6
食 肉 販 売 業（ 包 装 ）	77	19	9	6
乳 類 販 売 業	147	18	3	31
氷 雪 販 売 業	11	0	0	0
コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	300	4	25	8
販 売 業	1,633	632	286	88
弁 当 販 売 業	77	33	13	10
野 菜 果 物 販 売 業	103	35	36	5
米 穀 類 販 売 業	31	4	1	0
通 信 販 売 ・ 訪 問 販 売	2	0	1	1
コ ン ビ ニ エ ン ス ス ト ア	196	72	18	6
百 貨 店 、 総 合 ス ー パ ー	73	157	14	2
自動販売機による販売業（コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）及び営業許可の対象となる自動販売機を除く。）	208	9	49	23
そ の 他 の 食 料 ・ 飲 料 販 売 業	943	322	154	41
製 造 ・ 加 工 業	174	50	42	4
添加物製造・加工業（法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。）	0	0	0	0
いわゆる健康食品の製造・加工業	2	0	0	0
コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。）	70	28	26	1
農産保存食料品製造・加工業	2	0	0	1
調味料製造・加工業	34	11	7	1
糖 類 製 造 ・ 加 工 業	0	0	0	0
精 穀 ・ 製 粉 業	5	0	0	0
製 茶 業	17	2	6	0
海 藻 製 造 ・ 加 工 業	2	0	0	0
卵 選 別 包 装 業	3	0	0	0
そ の 他 の 食 料 品 製 造 ・ 加 工 業	39	9	3	1
上 記 以 外 の も の	149	129	28	6
行 商	36	0	11	0
集 団 給 食 施 設	108	127	16	6
器具・容器包装の製造・加工業（合成樹脂製に限る）	3	0	0	0
露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないものの	1	2	1	0
そ の 他	1	0	0	0
公衆衛生に与える影響が少ない営業（任意届）	0	0	0	0

エ 集団給食施設

	施設数※			許可・届出数	
	総数	許可	届出	新規	廃業
総数	225	117	108	34	26
学校・幼稚園	34	34	0	2	2
病院・診療所	13	10	3	2	2
工場・事業所	39	35	4	7	11
児童福祉施設（こども園含む）	80	19	61	4	5
社会福祉施設	48	19	29	16	6
ボランティア給食	11	0	11	3	0

（※ ア、イ、ウの再掲）

オ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく許可

	施設数	立入施設数	許可数	廃業数
食鳥処理事業場	13	12	0	0

カ 東京都ふぐの取扱い規制条例に規定する取扱所

	施設数※	立入施設数※	新規数	廃止数
ふぐ取扱所	149	172	3	8

（※ ア、イの再掲）

キ 生食用食肉取扱施設数（食品衛生法施行細則第17条に基づく報告数）

	施設数※	立入施設数※	新規数	廃止数
飲食店営業	20	28	4	2
食肉処理業	0	0	0	0
食肉販売業	0	0	0	0
給食施設	0	0	0	0

（※ ア、イの再掲）

(3) 監視指導

夏期、歳末には、都区市協力して食品による事故発生予防のため、食中毒発生頻度の高い業種を中心に一斉監視指導を実施している。また、事件発生時にも同様の体制で監視指導にあたっている。

当区では、縁日・祭礼等で食品を扱う事業者及びふぐ取扱所が多い。これらの業種についても重点的に監視指導を行っている。

令和5年度は、ノロウイルス食中毒及び食肉類の生食による食中毒を防止するため、重点的に監視指導を実施した。

ア 都区市共同一斉取締

実 施 件 数		夏 期 対 策 6 月 ～ 8 月	歳 末 一 斉 監 視 1 2 月
立入 施設 数	総 数	879	446
	調 理 業	655	358
	製 造 業	135	27
	販 売 業	89	61
	そ の 他	0	0
収去 検体 数	総 数	194	75
	一 般 細 菌 検 査	159	60
	化 学 検 査	35	15

イ 違反（不良）品調査

項 目	当区から調査依頼 したもの	他自治体から調査依 頼を受けたもの
総 数	7	48
食 品 表 示 違 反 （ 疑 い 含 む ）	2	11
異物（カビ含む）混入・異味異臭	5	6
残留農薬・動物性医薬品検出	0	13
添加物の使用基準違反（疑い含む）	0	11
有害な食品・健康被害（疑い含む）	0	4
規格基準違反（疑い含む）	0	3

ウ 一斉検査

事 業 名	実 施 回 数	立 入 監 視 数
総 数	47	2,190
縁 日 及 び 祭 礼	17	1,317
山 谷 地 区	2	50
業 態 別	28	823

エ 行事等における届出

届 出 種 別	届 出 件 数
総 数	353
催 事 開 催 届	140
行 事 開 催 届	213

オ 重点的な監視指導

(ア) ノロウイルス食中毒対策

ノロウイルスに感染した調理従事者の手洗い不足等による食品の二次汚染と考えられる食中毒事例が全国的に多く発生している状況を踏まえ、次の事項について監視指導を実施した。

- ・「ノロウイルス食中毒・感染予防ガイド」等を用いて、正しい消毒方法や吐物処理などを含めた感染予防の普及啓発
- ・清浄度検査(ATP検査)を用いた2回手洗いの普及啓発

業 種	立入施設数
総 数	771
集 団 給 食	118
食 品 取 扱 業	653

(イ) 食肉類の生食による食中毒対策

食品衛生法の規格基準が改正され、平成24年に牛の肝臓（レバー）、平成27年に、豚肉（内臓含む）の生食用としての販売、提供が禁止となった。また、平成26年にはジビエ（野生鳥獣肉）の衛生管理に関する指針（ガイドライン）が策定された。しかしながら、法規制の対象外である鶏肉（鶏刺し、鶏わさ）の生食による食中毒が依然として発生している。

法規制対象外の内臓肉を含む食肉類を生食用として提供しないように食肉取扱施設に立ち入り、監視指導を行った。

業 種	立入施設数
総 数	50
飲 食 店 営 業 （焼肉店・焼鳥店・居酒屋・レストラン等）	46
食 肉 販 売 業 等	4

カ 食品の検査

区内で製造・販売されている食品の安全を確保するため、収去検査を実施し、違反及び不良食品の排除並びに取扱いの改善指導に役立てている。

また、施設に立ち入り、現場簡易検査を実施し、食品・施設の衛生状態、従事者の衛生的取扱い状況を科学的に検証し、衛生指導に活用している。

(ア) 収去検査

台東区収去検査

検査機関：台東保健所検査センター

検 体 名	検体数	細 菌 検 査		化 学 検 査	
		良	不 良	適	否
総 数	624	435	32	157	0
弁 当 類	124	106	11	7	0
そ う ざ い 類	276	228	13	35	0
魚 介 類 等	52	24	0	28	0
菓 子 類	105	50	5	50	0
乳 ・ 乳 類 等	10	8	0	2	0
肉 ・ 卵 類 及 び そ の 加 工 品	8	4	0	4	0
野菜類・果物及びその加工品	9	5	0	4	0
め ん 類	16	1	3	12	0
豆 腐	9	9	0	0	0
調 味 料	9	0	0	9	0
清 涼 飲 料 水	3	0	0	3	0
そ の 他 の 食 品	3	0	0	3	0

台東区委託検査

検査機関：民間登録検査機関

検 体 名	検体数	細 菌 検 査		化 学 検 査	
		良	不 良	適	否
総 数	10	5	0	5	0
肉 ・ 卵 類 及 び そ の 加 工 品	8	4	0	4	0
清 涼 飲 料 水	2	1	0	1	0

東京都食品機動監視班収去検査

検査機関：東京都健康安全研究センター

検 査 機 関 名	検体数	細 菌 検 査		化 学 検 査		そ の 他	
		良	不 良	適	否	適	否
総 数	86	19	0	20	0	47	0
野菜類・果物及びその加工品	42	10	0	15	0	17	0
器 具 ・ 容 器 包 装	11	0	0	0	0	11	0
卵 類	15	5	0	5	0	5	0
は ち み つ	8	4	0	0	0	4	0
乳 用 児 食 品	5	0	0	0	0	5	0
魚 介 類 等	5	0	0	0	0	5	0

輸入食品（再掲）

検 査 機 関 名	検体数	細 菌 検 査		化 学 検 査		そ の 他	
		良	不 良	適	否	適	否
台 東 区	17	0	0	17	0	0	0
東 京 都 食 品 機 動 監 視 班	35	13	0	14	0	8	0

(イ) 現場簡易検査 () 内は不良数

	総 数	ス タ ン プ 検 査 ・ 拭 き 取 り 検 査		
		大 腸 菌 群	黄色ブドウ球菌	腸 炎 ビ ブ リ オ
総数	1422	588	806	28
種類	(98)	(38)	(59)	(1)
食 品	66 (1)	25 (1)	23 (0)	18 (0)
器 具	275 (22)	149 (21)	116 (0)	10 (1)
手 指	693 (69)	86 (10)	607 (59)	0 (0)
そ の 他	388 (6)	328 (6)	60 (0)	0 (0)

(ウ) 保菌者検索事業

食中毒起因菌のうち、腸管出血性大腸菌及びサルモネラは感染しても発症せずに無症状病原体保有者となる場合もあることから、都区が協力し食品等事業者を対象に検便を実施している。また、その保有状況を把握し集団発生を未然に防止する。

対 象 業 種	検 査 実 施 数			
	腸 管 出 血 性 大 腸 菌		サ ル モ ネ ラ	
飲食店、食肉販売業等の従事者	実 施 数	保 有 者 数	実 施 数	保 有 者 数
	433	0	433	0

(エ) 食品表示検査

区 分		総 数
検 査 件 数		2,992
違 反 件 数		114
違 反 内 容 ※	無 表 示	72
	期 限 表 示	1
	食 品 添 加 物	6
	そ の 他	43

(※ 単一の品目に複数の違反内容がある場合、それぞれの項目へ計上している)

(オ) 清浄度検査 (ATP拭き取り検査)

検査総数 434件

手 指	施 設 設 備	調 理 器 具
215	78	141

(4) 食中毒

食中毒、苦情の発生時には、喫食者、食品及び施設等の検査を実施し、原因の究明と再発防止に努めている。

ア 食中毒検査 (東京都健康安全研究センター実施分)

検査総数 412件

食 中 毒 菌			菌 型	ウイルス	寄生虫
食 品	拭 き 取 り	ふ ん 便			
32	82	108	26	152	12

イ 食中毒関連調査 (他自治体からの調査依頼があったもの)

調 査 件 数	調 査 対 象 施 設 数	調 査 対 象 人 数
56	57	39

ウ 有症苦情調査 (台東区に直接あった苦情のなかで、有症苦情として処理したもの)

調 査 件 数	調 査 対 象 施 設 数	調 査 対 象 人 数	他自治体への依頼
58	65	28	9

エ 感染症調査 (食中毒の疑いがあったもの)

調 査 件 数	患 者 数	調 査 対 象 人 数
13	198	686

(5) 不利益処分等

食中毒発生の原因施設に対する営業停止や、規格基準に違反があった食品等に対する販売禁止等の行政処分を行っている。

ア 食中毒（原因施設が区内）

発生月	原因施設	原因食品	病因物質	患者（人）	喫食者（人）	措置
5月	飲食店（一般）	当該施設で提供された食事	ノロウイルスGⅡ	4	4	営業停止命令
6月	飲食店（すし屋）	当該施設で調理した刺身	アニサキス	1	1	口頭注意
6月	飲食店（一般）	当該施設で提供された食事	カンピロバクター	3	3	営業停止命令
8月	飲食店（一般）	当該施設で提供された食事	カンピロバクター	3	4	営業停止命令
10月	飲食店（一般）	当該施設で提供された食事	クドア・セプテンブ ンクタータ	9	12	始末書徴取
12月	飲食店（一般）	当該施設で提供された刺身	アニサキス	1	1	営業の一部停止命令
12月	飲食店（一般）	当該施設で提供された食事	ノロウイルスGⅠ	7	44	営業停止命令
1月	その他（行事）	行事で提供された牡蠣料理	ノロウイルス	80	不明	口頭注意
2月	飲食店（一般）	当該施設で提供された食事及び弁当	ノロウイルスGⅡ	12	22	営業停止命令
3月	飲食店（一般）	当該施設で提供された食事	カンピロバクター	5	9	営業停止命令

イ 違反食品

処分月	違反品	生産国	処分内容	違反内容	業種
12月	インド産ひよこ豆	インド	販売禁止命令	残留農薬基準違反 クロルピリホスが0.02ppm検出 （当該品について、クロルピリホスが人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働省が定める量は0.01ppm）	食品輸入販売業

（６）自主回収報告

食品等事業者による自主回収情報を行政が確実に把握し、的確な監視指導や消費者への情報提供につなげるため、自主回収報告制度が全国統一化された。

食品等事業者が自主回収を行う場合に行政への届出が義務づけられ、保健所が受理し、厚生労働省又は消費者庁に報告の後、各省庁ホームページで公表される。

食品衛生法及び食品表示法に基づく自主回収

報告月	回収品	回収理由	業 種
令和5年4月	カレー及びハヤシ	食品表示法（アレルゲン表示の欠落）	食品輸入販売業
令和5年4月	その他のチルド食品	食品表示法（賞味期限の誤表示）	食品販売業
令和5年7月	ピーナッツ製品（落花生油を除く。）	食品表示法（アレルゲン表示の欠落）	食品輸入販売業
令和5年8月	プロセスチーズ	食品衛生法（販売温度の不備）	スーパー
令和5年8月	レトルトパウチ食品	食品衛生法違反のおそれ（指定外添加物の使用疑い）	食品輸入販売業
令和5年8月	弁当	食品表示法（アレルゲン表示の欠落）	スーパー
令和5年11月	その他の和生菓子	食品衛生法（一部商品にカビの発生）	食品輸入販売業
令和6年3月	その他の和生菓子	食品衛生法違反のおそれ（原材料由来の健康被害のおそれ）	菓子製造業
令和6年3月	その他のベーカリー製品及び菓子類	食品衛生法違反のおそれ（原材料由来の健康被害のおそれ）	菓子製造業
令和6年3月	みそ	食品衛生法違反のおそれ（原材料由来の健康被害のおそれ）	食品の小分け業

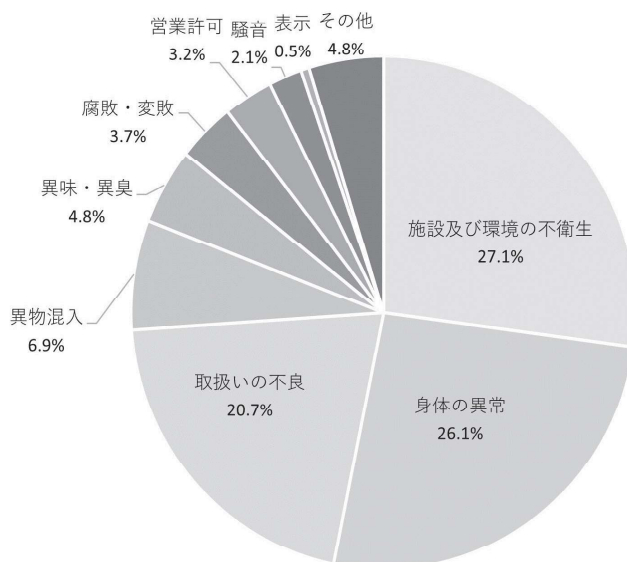
(7) 苦情処理

消費者から寄せられた食品や食品関連施設に関する苦情や相談については、迅速に製造・調理・販売・流通状況について調査を実施し、原因を究明している。原因となった食品を扱った事業者に対しては、再発防止のために改善指導を実施している。

令和5年度は188件の苦情が寄せられた。

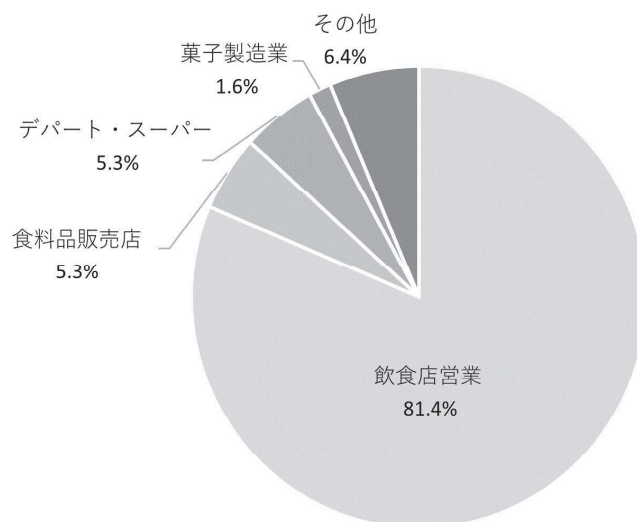
ア 内容別項目数

総 数	188
前 年 度	131
施設及び環境の不衛生	51
身体 の 異 常	49
取 扱 い の 不 良	39
異 物 混 入	13
異 味 ・ 異 臭	9
腐 敗 ・ 変 敗	7
営 業 許 可	6
表 示	1
騒 音	4
安 全 性 へ の 疑 義	0
そ の 他	9



イ 施設別件数

総 数	188
前 年 度	131
飲 食 店 営 業	153
食 料 品 販 売 店	10
デパート・スーパー	10
菓 子 製 造 業	3
そ の 他	12



(8) 食品衛生普及啓発事業

食品の安全を確保し、区民及び来街者の健康の保護を図るには、食品衛生に関する知識の普及啓発も重要である。そのため、食品等事業者、消費者、児童、生徒を対象に、講習会、講演会、相談所、パンフレット、広報、CATV、ホームページなどを通じて普及啓発を行っている。

また、消費者、食品等事業者、行政間でリスクコミュニケーション（意見交換会）を実施し、食品の安全確保に関する情報及び意見の交換を行い、相互に理解し、協力することを目指している。

ア 講習会

分類	回数	受講人数
総数	75	1,985
事業者向け講習会	45	1,195
消費者向け講習会	30	790

イ 衛生展、街頭相談等

分類	回数	参加人数
総数	9	1,788
事業者向け食品衛生パネル展	1	155
消費者向け食品衛生パネル展	4	1,280
食品安全意見交換会	3	61
消費生活展	1	292

ウ 緊急情報等の提供

区民や食品等事業者に対し、台東区ホームページ、パンフレット等で有害食品に関する緊急の情報や、食品衛生に関する情報提供を行った。

内容		回数
広報たいとう掲載	食中毒予防	2
けんこうの芽掲載	食中毒予防	1
CATV放映	食中毒予防	2
台東区ホームページ掲載	事業報告	1
通知等	通知等	14
たいとう食の安全通信 (メールマガジン)	最新の食品衛生、 食中毒予防などの情報提供	13

(9) 自主的衛生管理の推進

食品等事業者に対し、「H A C C P に沿った衛生管理」の適切な実施について助言及び支援を行っている。

ア 食品関係同業組合を通じた食品等事業者に対する情報等の提供

イ 食品衛生協会への衛生管理推進支援

ウ 食品衛生協会の自治指導員が飲食店を巡回指導する際、衛生管理を支援した。

エ 営業者への衛生管理推進

飲食店等の新規及び更新の営業施設に対して、食品衛生管理ファイルを配布する等「H A C C P に沿った衛生管理」の定着に向けた技術的な支援を行った。

(10) 免許証等の事務

調理師、製菓衛生師の免許申請等について、東京都の事務経由受付を行っている。

	申 請	再 交 付 ・ 書 換 等
調 理 師 免 許 証	37	15
製 菓 衛 生 師 免 許 証	2	1

4 医務薬事衛生

(1) 医務薬事衛生の概要

ア 医 務

(ア) 医務監視

医療法に基づく診療所等の医療関係施設に対する開設許可及び届出の受理、並びに立入検査を行っている。

立入検査は医療法第25条等に基づき、医療法の規定を遵守させること、医療内容の向上に資することを目的に行っている。医療法、その他法令により規定された人員及び構造設備を有し、かつ適正な医療を行う場にふさわしいものであるかどうか実地調査を行っている。

(イ) 委任事務

- ・病院の許可や届出および救急医療機関に関する届出の経由事務。
- ・医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の医療従事者の免許に関する委任事務。
- ・医療従事者調査等 国や都からの統計調査事務。

(ウ) 医療安全確保体制整備

下記a, b, cを実施し、医療安全の推進を図る。

- a 医療安全推進会議 令和5年度 年1回開催
- b 台東区患者の声相談窓口 平成26年4月開設
月水金 9時～17時専用電話にて受付(専門相談員1名)
- c 医療安全講習会 令和5年度は Youtube 期間限定配信で年 1 回実施

イ 薬 事

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下、「医薬品医療機器等法」とする。)
・薬剤師法・麻薬及び向精神薬取締法・覚醒剤取締法・毒物及び劇物取締法に基づく許可・登録・監視指導の他、医薬品等の収去や、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく家庭用品の試買を行い、法令等の基準に基づく検査を実施し、健康被害の未然防止を図っている。

(ア) 薬事監視

下記業態の関係法令等に基づいた包括的な薬事監視指導を行う。都区合同で一斉監視指導を実施し、指導の統一性及び徹底を図っている。

a 薬局及び医薬品販売業

薬局等における医療安全管理体制の整備や医薬品の保管管理状況等について監視指導を行っている。また、要指導医薬品及び一般用医薬品のリスクの程度に応じた薬剤師又は登録販売者による適切な情報提供及び指導、購入者からの相談に対応する販売体制が整備されているか等の確認を行っている。

b 麻薬小売業・向精神薬取扱業務所・覚醒剤原料取扱薬局

薬局等で扱う麻薬・向精神薬・覚醒剤原料の盗難や事故及び不正使用防止策を講じて適正に管理しているか等の監視指導を行っている。

c 高度管理医療機器等販売業及び貸与業

医療機器の品質・有効性及び安全性の確保がされているか監視指導を行っている。

(イ)毒物劇物監視

毒物劇物販売業者及び毒物劇物を業務上使用している施設に対して、盗難紛失等の予防措置、震災対策等の毒物劇物の保管管理状況等について監視指導を行い、毒物劇物による保健衛生上の被害発生の未然防止に努めている。また、シアン化合物を使用するめっき業者に対しては、作業後の廃水からシアン化合物が作業所外へ流出することを防止するため、廃液中のシアン化合物濃度の検査を実施している。

(ウ)家庭用品監視

定期的に家庭用品の試買検査を行い、直接肌に接する衣類のホルマリンや家庭用品に含有する有害物質の発見に努めている。

また、事業者や消費者等へ家庭用品の安全な保管、使用方法等について必要な助言や注意喚起を行っている。

－区所管薬事事務の変遷－

根 拠 法 令		所 管 事 務
平成9年度	薬 事 法	一般販売業、特例販売業
	区 長 委 任 条 項 ※1	医療用具※2販売業・賃貸業 (上記許可施設の兼業のみ)
平成12年度	毒 物 及 び 劇 物 取 締 法	毒物劇物販売業
	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律	家庭用品の試買検査
平成17年度	薬 事 法	医療用具から医療機器へ変更※2
	特 例 条 例	※3 の事務が都から区へ移譲
平成21年度	薬 事 法	※4 店舗販売業が新設 特例販売業が卸売販売業(東京都所管)へ移行
平成24年度	毒 物 及 び 劇 物 取 締 法	※地域主権改革に伴う権限移譲により ※5 の事務が都から区へ移譲
平成25年度	薬 事 法	※地域主権改革に伴う権限移譲により ※6 の事務が都から区へ移譲
平成26年度	医 薬 品 医 療 機 器 等 法	※7 管理医療機器賃貸業から貸与業へ変更
平成27年度	医 薬 品 医 療 機 器 等 法	※地域主権改革に伴う権限移譲により ※8 の事務が都から区へ移譲

※1 平成12年度に区長委任条項が廃止となり、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例(以下「特例条例」)が制定された。

※2 平成17年4月の薬事法改正により名称が「医療用具」から「医療機器」に変更されるとともに、高度管理医療機器・管理医療機器・一般医療機器の3つにリスク分類され、改正前の医療用具販売業・賃貸業の届出は、管理医療機器販売業・賃貸業の届出があったものとみなされた。

※3 「薬局、薬局製剤製造販売業、薬局製剤製造業、薬局製剤製造販売承認、薬種商販売業、管理医療機器販売業・賃貸業、麻薬小売業者」に関する許可・承認・免許・届出・監視指導等、「向精神薬小売・卸売業者、覚醒剤原料取扱施設」の監視指導等。

※4 平成 21 年 6 月の薬事法改正により、一般販売業と薬種商販売業が統合され店舗販売業が新設され、特例販売業は卸売販売業（東京都所管事務）へ移行された。改正薬事法の経過措置期間が終了する平成 24 年 5 月 31 日までに、既存一般販売業・既存薬種商販売業は店舗販売業の許可を、既存特例販売業は卸売販売業の許可を新規で取得した。

※5 毒物・劇物業務上取扱者の届出受理・監視指導等。

※6 薬局、薬局製剤製造販売業、薬局製剤製造業に関する許可、監視指導等。

※7 平成 26 年 11 月の薬事法改正により、薬事法の名称が「薬事法」から「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律：医薬品医療機器等法」に改正された。診断等に用いる単体プログラム及びこれを記録した媒体が医療機器に制定され、「管理医療機器販売業・賃貸業」から「管理医療機器販売業・貸与業」に名称変更した。

※8 高度管理医療機器等販売業・貸与業に関する許可、監視指導等。

(2)医 務

※ア・イとも 施術所A:あん摩・マッサージ・指圧、はり、きゅう

施術所B:柔道整復

ア 医療関係施設数及び立入件数

		施設数	病床数	立入件数
病 院		8	1,061	-
診療所	有 床 診 療 所	8	67	0
	無 床 診 療 所	285	-	59
	計	293	67	59
歯 科 診 療 所		229	-	40
助 産 所		3	-	0
歯 科 技 工 所		31	-	3
施術所	A	245	-	17
	B	149	-	7
	計	394	-	24
衛 生 検 査 所		4	-	4
総 数		962	1,128	130

イ 許可・届出件数

区 分	開設許可及び 開設届出	一部変更許可及び 一部変更届出	使用許可及び 一部変更使用許可	休止届、廃止届、 再開届及び 開設者死亡届	X線装置届出及び その他の届出	総 数
病 院	0	9	3	1	3	16
診 療 所	57	153	0	32	38	280
歯 科 診 療 所	11	40	0	16	54	121
助 産 所	0	1	0	0	0	1
助産所（出張）	2	0	－	1	－	3
歯 科 技 工 所	3	3	－	4	0	10
施 術 所 A	17	44	－	20	0	81
施 術 所 B	7	28	－	6	0	41
出 張 施 術	7	0	－	2	0	9
衛 生 検 査 所	1	1	－	2	0	4
計	105	279	3	84	95	566

〔その他 巡回健診届出数 238 件〕

ウ 不利益処分

処分月	対象施設	処分内容	根拠法令
6 月	歯科診療所	改善措置命令	医療法第 24 条の 2 第 1 項
7 月	歯科診療所 （上記と同じ施設）	業務停止命令	医療法第 24 条の 2 第 2 項

エ 台東区患者の声相談窓口 苦情・相談受付状況

（ア）施設別件数

	診療所	歯科診療所	施術所	薬 局	その他	総数
苦 情	19	66	0	8	5	98
相 談	57	110	4	6	131	308
計	76	176	4	14	136	406

※ この他、医療施設等案内 251 件

(イ) 内容別件数（重複有）

	治療内容	説明不足	治療費・保険請求	従事者の接遇	広告	従事者の資格	診療拒否	セカンドオピニオン	設備・衛生	薬の処方	その他	総数
苦情	0	10	19	17	2	0	4	0	7	6	55	120
相談	10	6	21	10	1	2	2	0	1	5	253	311
総数	10	16	40	27	3	2	6	0	8	11	308	431

オ 普及啓発事業

事業名	医療安全講習会
対象	診療所、歯科診療所の開設者及び関係者
動画再生回数	1,196回
配信期間	令和5年11月20日（月）～令和6年5月20日（月）
内容等	内 容：「クレーム対応の新たな視点 －厄介事を、ビジネス・チャンスに変える－」 講 師：医師 方 法：Youtube 期間限定配信

カ 免許の申請に関する事務

医療従事者免許事務取扱件数

総 数	厚 生 労 働 大 臣 免 許													知事免許	その他	
	計	医 師	歯 科 医 師	薬 剤 師	保 健 師	助 産 師	看 護 師	診療放射線技師	理学療法士	作業療法士	臨床検査技師	衛生検査技師	視能訓練士	准 看 護 師	受胎調節指導員	死体解剖認定医
612	598	111	26	78	59	15	254	10	18	6	19	0	2	13	0	1

(3) 薬 事

ア 薬事監視

(ア) 施設数・新規（許可、届出）・更新・廃止・変更等及び監視指導数

業 種		施 設 数	新 規	更 新 （ 継 続 ）	廃 止	変 更 等 （ 休 止 ・ 再 開 等 含 む ）	特 定 販 売 届 施 設 数	監 視 指 導 数	監 視 実 施 率 （%）
薬 局		154	18	21	10	417	1	138	90
薬 局	薬 局 製 剤 製 造 販 売 業	13	0	3	6	2	-	3	23
	薬 局 製 剤 製 造 業	13	0	3	6	2	-	3	23
	麻 薬 小 売 業	112	11	41	6	-	-	111	99
	向 精 神 薬 取 扱 業 務 所	154	18	21	10	-	-	138	90
	覚 醒 剤 原 料 取 扱 業 務 所	154	18	21	10	-	-	138	90
店 舗 販 売 業		111	21	8	9	325	6	56	50
高度管理医療機器等販売業・貸与業		524	22	31	23	115	-	219	42
管理医療機器販売業・貸与業		1,585	47	-	17	9	-	234	15
総 数		2,820	155	149	97	898	7	1,040	37

(イ) その他申請・届出数

業 種	取扱処方せん数届	書換え交付申請	再交付申請
薬 局	25	0	0
薬 局 製 剤 製 造 業	-	0	0
薬 局 製 剤 製 造 販 売 業	-	0	0
店 舗 販 売 業	-	2	0
高度管理医療機器等販売業・貸与業	-	5	0

(ウ) 承認申請・承認整理

業 種	承認申請	承認整理
薬 局 製 剤 製 造 販 売 業	0	7

(エ) 麻薬、向精神薬、覚醒剤原料関係 諸届出

	事 故 届	所 有 届	譲 渡 届	譲 受 届	廃 棄 届	調 剤 済 廃 棄 届	免 許 返 納 届	年 間 届	事 項 変 更 届 等	免 許 証 記 載	役 員 変 更 届
麻 薬 小 売 業	0	6	3	-	59	46	41	118	0		28
向精神薬取扱業務所 (薬 局)	1	-	-	-	-	-	-	-	-		-
覚醒剤原料取扱業務所 (薬 局)	0	7	0	0	4	0	-	-	-		-

(オ) 収去検査

区 分	品 目	検体数	検査結果 (項目数)	
			適	不 適
医 薬 部 外 品	薬 用 石 け ん	1	1	0
医 療 機 器	磁 気 治 療 器	1	1	0

イ 毒物劇物監視

(ア) 施設数・新規 (登録、届出)・更新・廃止・変更及び監視指導数

業 種			施 設 数	新 規	更 新	廃 止	変 更	監 視 指 導 数	監 視 実 施 率 (%)
販 売 業	一 般		236	21	32	21	11	78	33
	農 業 用 品 目		1	0	0	0	0	1	100
	特 定 品 目		6	0	0	0	1	0	0
業務上 取扱者	要届出施設	電 気 め っ き	24	1	-	2	0	9	38
	非届出施設	学 校 ・ 検 査 所	66	0	-	0	0	0	0
総 数			333	22	32	23	12	88	26

(イ) その他申請・届出数

業 種	登録票書換え交付申請	再交付申請	取扱責任者設置届
毒物劇物一般販売業	1	0	11
毒物劇物農薬用品目販売業	0	0	0
毒物劇物特定品目販売業	0	0	0
業務上取扱者(電気めっき)	-	-	1

(ウ) 業務上取扱者(めっき業者)採水検査

検 査 項 目	簡 易 検 査		法 定 検 査	
	適 (1ppm 以下)	不 適	適 (1ppm 以下)	不 適
廃液中シアン化物イオン濃度	5 検体	0 検体	5 検体	0 検体

ウ 家庭用品監視

区 分		検体数	項目数	検査結果	
				適	不適
家庭用エアゾル製品(防水スプレー)		1	4	4	0
繊維製品	乳幼児用(肌着)	1	1	1	0
	大人用(下着、寝衣)	3	3	3	0
総 数		5	8	8	0

エ 違反・事故等の処理

内 容	根 拠 法 令	件数
無 登 録 販 売	毒物及び劇物取締法第4条	4
無 届 営 業	毒物及び劇物取締法第22条	1
薬 局 に お け る 調 剤	医薬品医療機器等法施行規則第11条の9第2項	2
管 理 者 の 義 務	医薬品医療機器等法第8条第1項	1
薬局開設者の法令順守体制	医薬品医療機器等法第9条の2第1項及び第2項	1
無 許 可 販 売	医薬品医療機器等法第39条	1
向 精 神 薬 事 故	麻薬及び向精神薬取締法第50条の22	1
総 数		11

※ 薬局の苦情は、患者の声相談窓口に計上

5 試験検査（検査センター業務）

試験検査は、微生物検査と理化学検査の2部門に分かれ、主に食品衛生や環境衛生に関する検査を行っている。

保健所各部門との密な連携のもと、社会情勢を的確に見極めた効率的な試験検査となるよう検査内容を毎年見直し、保健所の監視指導に科学的根拠となる検査データを提供している。

（1）食品衛生検査

食品衛生法に基づき収去された食品等の検査を行っている。また、区民等からの苦情品の検査を行っている。

令和3年度から、腸管出血性大腸菌の対象血清型O157、O26、O111にO103、O121、O145も加えた。

ア 食品細菌検査

検 査 項 目			項目数	件数	検 査 項 目			項目数	件数
細菌検査	細菌数		466	467	成分規格等	細菌数		12	33
	大腸菌群	発酵管法	467			大腸菌群	BGLB発酵管法	2	
		平板法	467				LB発酵管法	0	
	大腸菌		467				平板法	9	
	黄色ブドウ球菌	増菌法	467			E.coli		4	
		直接法	467			E.coli（MPN法）		1	
	サルモネラ属菌		458			腸炎ビブリオ		0	
	セレウス菌		467			腸炎ビブリオ（MPN法）		18	
	腸炎ビブリオ	増菌法	26			黄色ブドウ球菌		7	
		直接法	26			サルモネラ属菌		4	
	カンピロバクター		0		糞便系大腸菌群		0		
	乳酸菌		13		腸管出血性大腸菌	O157、O26、O111 O103、O121、O145		2,046	341
	リステリア・モノサイトゲネス	定性試験	4						
		定量試験	4						
	その他		0						
食 品 細 菌 検 査 合 計								5,902	841

イ 食品化学検査

検 査 項 目		項目数	件数	検 査 項 目		項目数	件数	
着色料		97	97	プロピレングリコール		13	13	
保 存 料	安息香酸	88	88	水分含量		15	15	
	サリチル酸	88		水分活性		0	0	
	ソルビン酸	88		揮発性塩基窒素		0	0	
	デヒドロ酢酸	88		p H		0	0	
	パラオキシ安息香酸エステル類	88		ヒスタミン		17	17	
	プロピオン酸	0	0	T T C		1	1	
甘 味 料	サッカリン	81	81	粗脂肪		4	4	
	サイクラミン酸	81		油脂の酸価		4	4	
	ズルチン	81		油脂の過酸化物価		4	4	
	グリチルリチン酸二ナトリウム	0	0	抗生物質(オキシテトラサイクリン)		1	1	
	アセスルファムカリウム	81	81	乳等の抗生物質		2	2	
漂白剤(二酸化硫黄)		49	49	乳等の 成分規格	比重		2	2
酸 化 防 止 剤	ブチルヒドロキシアニソール	37	37		酸度		2	2
	ジブチルヒドロキシトルエン	37			乳脂肪分		2	2
	エチレンジアミン四酢酸	10	10		無脂乳固形分		2	2
	エリソルビン酸	19	19	アレルギー 物質	卵	単一抗原	26	26
	L-アスコルビン酸	19				複合抗原	26	
	tert-ブチルヒドロキノン	37	37		乳	単一抗原	11	11
発色剤(亜硝酸ナトリウム)	11	11	複合抗原			11		
殺菌料(過酸化水素)		3	3	その他※			10	10
食 品 化 学 検 査 合 計						1,236	629	

※ 毒劇物検査キット 10 件

ウ その他

区内で発生したノロウイルス食中毒の関係者のふん便検査を実施している。

検 査 項 目		項目数	件数
ノロウイルス	G I	0	0
	G II	0	
合 計		0	0

(2) 環境衛生検査

浴槽水等のレジオネラ属菌の検査および貸おしぼりの検査など、環境衛生監視指導に関わる検査を行っている。

平成26年に都内でデング熱の感染が確認されたため、平成27年度より区内で採取した蚊のデングウイルス検査を実施している。平成28年度からはチクングニアウイルス、ジカウイルスの検査も実施している。

品 目	検 査 項 目		項目数	件数
浴槽水等※ ¹	レジオネラ属菌	培養法	95	102
		遺伝子検査	19	
プール水等	レジオネラ属菌	培養法	8	8
蚊	蚊媒介感染症ウイルス※ ²	遺伝子検査	444	74
おしぼり	6 項目※ ³		48	8
環 境 衛 生 検 査 合 計			614	192

※1 洗面、給湯、加湿器を含む

※2 デングウイルス（1～4血清型）、チクングニアウイルス、ジカウイルス

※3 一般細菌、大腸菌群、黄色ブドウ球菌、pH値、変色・異臭、異物

(3) その他

他部署からの依頼検査にも対応している。

教育委員会に従事する栄養士のふん便検査を年1回実施している。

平成24年度から安心・安全確保のために実施してきた区内の小中学校、幼稚園、保育園等の給食その他の放射性物質検査については、令和3年度をもって定期的検査を一区切りとした。

品 目	検 査 項 目		項目数	件数	依 頼 元
アクアビクス槽等の水	プール水 5 項目※ ¹		120	24	保健サービス課
	レジオネラ属菌		2	2	
ふん便	ノロウイルス	GⅠ	40	40	教育委員会 (学務課等)
		GⅡ	40		
給食	放射性物質※ ²		0	0	
給食食材	スクリーニング検査		0	0	
合 計			202	66	

※1 一般細菌、大腸菌、過マンガン酸カリウム消費量、pH値、濁度

※2 ヨウ素 131、セシウム 134、セシウム 137

6 覚醒剤等薬物乱用防止啓発活動事業

都知事から委嘱を受けた薬物乱用防止指導員と連携し、啓発活動を行っている。主に青少年等若年層を対象に、薬物乱用の恐ろしさ、薬物について正しい知識の普及啓発に努めている。

(1)PR活動

「ダメ。ゼッタイ。」普及運動(6/20-7/19)の期間に合わせて、ポスター掲示等を行った。また、区が実施する各種イベントに参加し、リーフレット等の配布により啓発に努めた。

実施日・期間	場 所	内 容
6月20日-7月19日	学校、町会掲示板等	啓発用ポスター掲示(796枚)
5月29日-6月9日 7月1日-8月3日	台東区役所 台東保健所	パネル展示
7月1日	上野駅	社会を明るくする運動への参加
6月16日-9月29日	台東区役所	懸垂幕掲示
8月5日	リバーサイドスポーツセンター前	街頭キャンペーンの実施
9月10日	上野恩賜公園	青少年フェスティバルへの参加
10月1日	旧上野忍岡高等学校跡地	下町こどもまつりへの参加
11月24日-11月26日	生涯学習センター	台東区消費生活展への参加

(2)薬物乱用防止ポスター・標語募集事業

東京都が実施する「薬物乱用防止ポスター・標語募集事業」において、台東地区として区内中学校に作品応募を依頼した。作品については、薬物乱用防止指導員が審査を行い、最優秀作品計3点を東京都選考に推薦した。

○ 応募数：ポスター265点、標語341点

(3)薬物乱用防止講演会の実施

保護司を対象に、薬物の専門家による講演会を実施した。

実施日	内 容	講師	参加者数
1月24日	薬物乱用に関する現状と問題について	区内病院 医師	22名

7 自動体外式除細動器（AED）

自動体外式除細動器（AED）とは、心臓の突然の停止の際に電気ショックを与え、心臓を正常な状態に戻す医療機器である。

平成16年7月から一般人にも取扱いが可能になったことを受け、区有施設への設置や区のイベント等への貸し出しを行っている。

【配置状況】区有施設126ヶ所、133台 【貸出用】7台

（1）AED区内施設への配置状況（令和6年3月31日）

区役所

施設名	台数	所在地
区役所本庁舎1階	1	台東区東上野4-5-6
区役所本庁舎2階	1	
区役所本庁舎6階	1	
区役所本庁舎9階	1	
区役所本庁舎10階	1	
計	5	

区民事務所・区民館

施設名	台数	所在地
台東1丁目区民館	1	台東区台東1-25-5
上野区民館	1	台東区池之端1-1-12
金杉区民館	1	台東区下谷3-1-30
谷中区民館	1	台東区谷中5-6-5
浅草橋区民館	1	台東区浅草橋2-8-7
寿区民館	1	台東区寿1-10-12
雷門区民館	1	台東区浅草1-37-3
東上野区民館	1	台東区東上野3-24-6
入谷区民館	1	台東区入谷1-15-6
金杉区民館下谷分館	1	台東区下谷3-14-3
馬道区民館	1	台東区浅草4-48-1
清川区民館	1	台東区清川1-23-8
台東区民会館	1	台東区花川戸2-6-5
上野桜木会館	1	台東区上野桜木1-6-1
計	14	

保健所・保健センター

施 設 名	台数	所 在 地
台東保健所	1	台東区東上野 4-22-8
浅草保健相談センター	1	台東区花川戸 2-11-10
上野健康増進センター	1	台東区東上野 4-22-8
千束健康増進センター	1	台東区千束 3-28-13
計	4	

文化施設等

施 設 名	台数	所 在 地
浅草文化観光センター	1	台東区雷門 2-18-9
浅草公会堂	1	台東区浅草 1-38-6
下町風俗資料館付設展示場 (旧吉田屋酒店)	1	台東区上野桜木 2-10-6
書道博物館	1	台東区根岸 2-10-4
江戸たいとう伝統工芸館	1	台東区浅草 2-22-13
一葉記念館	1	台東区竜泉 3-18-4
環境ふれあい館ひまわり	1	台東区蔵前 4-14-6
朝倉彫塑館	1	台東区谷中 7-18-10
雷門地下駐車場	1	台東区雷門 2-18先
上野中央通り地下駐車場	1	台東区上野 2-13先
台東清掃事務所	1	台東区今戸 1-6-26
台東デザイナーズビレッジ	1	台東区小島 2-9-10
産業研修センター	1	台東区橋場 1-36-2
台東区立台東病院	1	台東区千束 3-20-5
清掃事務所清川清掃車庫	1	台東区清川 2-24-26
公園管理事務所	1	台東区花川戸 2-1-13 台東区立隅田公園内
隅田公園案内所	1	台東区花川戸 1-1-22
花川戸一丁目休憩所	1	台東区花川戸 1-14-16
東武浅草駅観光バス待合所	1	台東区花川戸 1-4-1
旧東京音楽学校奏楽堂	1	台東区上野公園 8-43
計	20	

福祉施設

施 設 名	台数	所 在 地
あさくさ高齢者在宅サービスセンター	1	台東区浅草4-26-2
やなか高齢者在宅サービスセンター	1	台東区谷中2-17-20
みのわ高齢者在宅サービスセンター	1	台東区三ノ輪1-27-11
うえの高齢者在宅サービスセンター	1	台東区東上野2-25-14
くらまえ高齢者在宅サービスセンター	1	台東区蔵前2-11-7
まつがや高齢者在宅サービスセンター	1	台東区松が谷4-4-3
たいとう高齢者在宅サービスセンター	1	台東区台東1-25-5
老人福祉センター	1	台東区東上野2-25-14
台東区シルバー人材センター	1	台東区東上野1-28-5
日本堤子ども家庭支援センター	1	台東区日本堤2-25-8
日本堤子ども家庭支援センター 谷中分室	1	台東区谷中2-9-21
松が谷福祉会館	1	台東区松が谷1-4-12
台東つばさ福祉会	1	台東区松が谷2-6-2
台東区社会福祉協議会	1	台東区下谷1-2-11
計	14	

生涯学習センター・図書館・社会教育館

施 設 名	台数	所 在 地
生涯学習センター	1	台東区西浅草3-25-16
根岸図書館	1	台東区根岸5-18-13
石浜図書館	1	台東区橋場1-35-16
社会教育センター	1	台東区東上野6-16-8
千束社会教育館	1	台東区浅草4-24-13
根岸社会教育館	1	台東区根岸5-18-13
今戸社会教育館	1	台東区今戸2-26-12
計	7	

スポーツ施設

施 設 名	台数	所 在 地
リバーサイドスポーツセンター (体育館1階)	1	台東区今戸1-1-10
リバーサイドスポーツセンター (体育館4階)	1	
リバーサイドスポーツセンター (利用者貸出用)	1	
リバーサイドスポーツセンター (陸上競技場)	1	
清島温水プール	1	台東区東上野6-16-8
柳北スポーツプラザ	1	台東区浅草橋5-1-8
浅草高校温水プール	1	台東区今戸1-8-13
たなかスポーツプラザ	1	台東区日本堤2-25-4
荒川河川敷運動公園運動場	1	足立区千住大川町12番1号先 (荒川河川敷)
計	9	

学校・保育園・教育施設等

施 設 名	台数	所 在 地
上野小学校	1	台東区東上野6-16-8
平成小学校	1	台東区台東4-21-15
根岸小学校	1	台東区根岸3-9-8
東泉小学校	1	台東区三ノ輪1-23-9
忍岡小学校	1	台東区池之端2-1-22
谷中小学校	1	台東区谷中2-9-16
金曾木小学校	1	台東区根岸4-16-22
黒門小学校	1	台東区上野1-16-20
大正小学校	1	台東区入谷2-23-8
浅草小学校	1	台東区花川戸1-14-15
台東育英小学校	1	台東区浅草橋2-26-8
蔵前小学校	1	台東区蔵前4-19-11
東浅草小学校	1	台東区東浅草2-27-19
富士小学校	1	台東区浅草4-48-9
松葉小学校	1	台東区松が谷1-13-16
千束小学校	1	台東区浅草4-24-11
石浜小学校	1	台東区清川1-14-21
田原小学校	1	台東区雷門1-5-14
金竜小学校	1	台東区千束1-9-9

施 設 名	台数	所 在 地
御徒町台東中学校	1	台東区台東4-13-16
柏葉中学校	1	台東区下谷3-1-29
上野中学校	1	台東区上野桜木1-14-55
忍岡中学校	1	台東区上野公園18-20
浅草中学校	1	台東区蔵前1-3-4
桜橋中学校	1	台東区今戸2-1-8
駒形中学校	1	台東区北上野2-15-1
石浜橋場こども園	1	台東区橋場1-35-1
ことぶきこども園	1	台東区寿1-10-9
たいとうこども園	1	台東区下谷3-1-12
坂本保育園	1	台東区下谷3-11-2
玉姫保育園	1	台東区清川2-22-16
谷中保育園	1	台東区上野桜木2-16-10
千束保育園	1	台東区千束3-20-6
浅草橋保育園	1	台東区浅草橋2-23-5
台東保育園	1	台東区台東1-11-10
三筋保育園	1	台東区三筋2-16-4
待乳保育園	1	台東区今戸2-26-12
東上野保育園	1	台東区東上野2-25-12
松が谷保育園	1	台東区松が谷4-15-11
東上野乳児保育園	1	台東区東上野4-22-3
寿児童館	1	台東区寿1-4-5
池之端児童館	1	台東区池之端2-3-3
今戸児童館	1	台東区今戸1-3-6
竹町こどもクラブ	1	台東区台東3-25-4
金竜こどもクラブ	1	台東区千束1-9-14
竜泉こどもクラブ	1	台東区竜泉2-10-6
一時保育室あさくさばし	1	台東区浅草橋2-15-5
根岸幼稚園	1	台東区根岸3-9-7
竹町幼稚園	1	台東区台東4-21-9
大正幼稚園	1	台東区入谷2-23-8
清島幼稚園	1	台東区東上野6-16-8
富士幼稚園	1	台東区浅草4-48-18
千束幼稚園	1	台東区浅草4-24-15
金竜幼稚園	1	台東区千束1-9-21
田原幼稚園	1	台東区雷門1-5-17
台桜幼稚園	1	台東区谷中2-9-4
育英幼稚園	1	台東区浅草橋2-26-5

施 設 名	台数	所 在 地
根岸こどもクラブ	1	台東区根岸 3 - 9 - 2
蔵前こどもクラブ	1	台東区蔵前 4 - 1 9 - 6
北上野保育室	1	台東区北上野 2 - 2 4 - 1 3
計	60	

貸出用

保 管 場 所	台数	所 在 地
教育委員会学務課	3	台東区東上野 4 - 5 - 6
台東保健所生活衛生課	4	台東区東上野 4 - 2 2 - 8
計	7	

(2) イベント等への貸出状況

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
貸出件数	3	8	1 6

(3) A E D 管理・取扱い説明会等実施状況

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実施回数	1	3	2

8 献血推進普及啓発

区民の安全で安心な生活を確保するため、血液製剤の安全性の向上、安定供給の確保及び適正な使用推進の啓発を目的に、昭和61年度から実施している。

(1) 事業内容

ア 50回以上の献血功労者に対し感謝状及び記念品の贈呈

贈呈者数：7名

イ 「愛の血液助け合い運動」、「はたちの献血」、「骨髄バンク推進月間」への協力広報たいとうへの掲載、各区民事務所等でのポスター掲示及びチラシの配布を行っている。

ウ 台東区役所（正面玄関前）での献血実施

実 施 日	献血者数	備 考
令和5年 7月18日（火）	49	骨髄バンクドナー登録受付
令和5年11月15日（火）	58	//
令和6年 3月25日（火）	49	//

エ 区施設での献血実施

実 施 日	献血者数	会 場
令和5年 7月27日（木）	34	生涯学習センター
令和5年12月 2日（土）	42	生涯学習センター
令和6年 3月21日（木）	16	生涯学習センター

オ 献血及び骨髄バンク講演会の実施

献血及び骨髄移植の重要性について考えていただく契機となるよう、小・中学校を対象に東京都赤十字血液センターと（公財）日本骨髄バンクの協力で講演会を実施している。

実 施 日	会 場・講 師	参加人数
令和5年10月14日（土）	区立桜橋中学校 移植経験者・骨髄バンク職員	142
令和5年10月20日（金）	区立富士小学校 東京都赤十字血液センター職員	87
令和6年 1月20日（土）	区立上野小学校 東京都赤十字血液センター職員	77

9 骨髄移植ドナー支援

公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄・末梢血幹細胞提供者（ドナー）の負担軽減と移植及びドナー登録の拡大を推進するため、ドナーとドナーが従事する事業所等に対し、助成金を交付する事業を実施している。

※平成29年度から実施。

（1）助成内容

ア ドナーに対する助成金

- ・1日につき2万円、最大7日を上限とする。

イ ドナーが勤務する事業所に対する助成金

- ・ドナー1人につき1日あたり1万円、最大7日を上限とする。

（2）実績

年度	ドナーへの助成金	事業所への助成金
令和3	3件	0件
令和4	3件	1件
令和5	2件	1件

1 0 住宅宿泊事業

近年、世界的かつ急速に拡大した住宅を利用した宿泊サービス、いわゆる民泊について、法整備の必要性の高まりを受け、新たな制度として住宅宿泊事業法が平成30年6月に施行された。これに伴い、区では住宅宿泊事業の適正な運営による、区民の生活環境の維持と宿泊者の安心・安全を確保するため条例を制定した。

保健所では、住宅宿泊事業の届出の受付、事業者の監督等を行っている。

【届出住宅】（令和6年3月末現在）

届出住宅数	届出・廃止状況		届出相談件数	届出住宅 苦情件数
	届出	廃業		
610件	216件	26件	2,100件	47件

【住宅宿泊事業者講習会】

- ・開催日時 令和6年1月11日
- ・場所 生涯学習センター ミレニアムホール
- ・対象者 台東区内の住宅宿泊事業者及び受託した住宅宿泊管理業者

1 1 受動喫煙防止対策

健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例の施行に伴い、下記条件を満たした既存小規模飲食店が喫煙可能室を設置する（設置した）時は、保健所へ届け出ることとなった。

【設置条件】

- （1）令和2年（2020年）4月1日時点で営業していること
- （2）客席面積が100平方メートル以下であること
- （3）個人又は企業（資本金5000万円以下）が経営していること
- （4）従業員を雇用していないこと

【喫煙可能室 届出受理件数】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受理件数	34件	9件	7件